

**「障害を理由とする差別を受けたと思った事例」、
「障害のある方への配慮として良いと思った事例」を募集します**

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されます。この法律は、行政機関や民間事業者を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある方への配慮の実施（合理的配慮の提供）などを定めているものです。

そこで旭川市では、このたび、障害者差別解消法の施行に向けた準備として、「どのようなことが障害を理由とする差別になりうるのか」、「障害のある方にとってどのような配慮が必要なのか」ということを多くの方々に知っていただき、みんなで考えていくための検討資料とするため、「障害を理由とする差別を受けたと思った事例」と、「障害のある方への配慮として良いと思った事例」について、広く募集することといたしました。

寄せられた事例は、市民の障害のある方への理解の向上や、障害を理由とした差別の解消を進めていくための事例集として使用させていただきますので、これまでに経験したことや、見かけたことなどについての事例をお寄せください。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年11月

旭川市長 西川将人

1 募集内容

(1) 障害を理由とする差別を受けたと思った事例

- | |
|---|
| <p>① 障害を理由として、差別を受けたと思ったこと、嫌な思いや悲しい思いをしたこと、又はそれらを見かけたことについて、教えてください。</p> <p>② ①の事例について、「こうしてほしかった」、「こうした方がよい」と思ったことがあれば、その内容を教えてください。</p> |
|---|

(2) 障害のある方への配慮として良いと思った事例

- | |
|--|
| <p>障害のある方への配慮として良いと思ったこと、配慮があつて助かったこと、又はそのような配慮を見かけたことや、あつたら良いと思う配慮について、教えてください。</p> |
|--|

※(1)(2)の両方の事例に応募することも、いずれか一方の事例に応募することもできます。

2 募集期間

平成27年12月29日（火）まで

3 応募方法

応募用紙に御記入の上、持参、郵送、FAX又はEメールでお送りください。電子申請の方法で直接応募することもできます。

住所 〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎1階

旭川市 福祉保険部 障害福祉課 障害事業係

FAX (0166) 24-7007

Eメール syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp

また、総合庁舎、第二庁舎、第三庁舎、各支所及び東部まちづくりセンターに設置している「市民の声受付箱」並びに障害者福祉センターに設置している「みんなの声投書箱」に投函することもできます。

応募用紙のダウンロード、または電子申請については、障害福祉課のホームページからできます。

アドレス：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/syougai Fukusi/>

4 留意事項

- (1) 事例については、どのような場面（場所）であったことなのかが分かるよう、なるべく具体的にお書きください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名など）は書かないでください。
- (2) お寄せいただいた事例、御意見等への回答は行いません。御了承ください。
- (3) 障害者差別解消法における「差別」の範囲は次のとおりですが、それに限られず、御自分の考えで「障害を理由とする差別」と感じ、嫌な思いや悲しい思いをしたことを書いていただいても構いません。

(内閣府作成パンフレットより)

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。	
「不当な差別的取扱い」 「障害がある」という理由だけで、スポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。 ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。	「合理的配慮をしないこと」 聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。 障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらおうことを合理的配慮といいます。 障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

お問合せ先・回答先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎1階

旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係

電話 (0166) 25-6476

FAX (0166) 24-7007

Eメール syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp

